B_4　施設等利用給付対象子ども数（都道府県立）のうち「第２号認定」の「特別支援学校」の数

B_5　施設等利用給付対象子ども数（都道府県立）のうち「第３号認定」の「新制度未移行幼稚園」の数

B_6　施設等利用給付対象子ども数（都道府県立）のうち「第３号認定」の「特別支援学校」の数

C　当該都道府県の区域内の市町村ごとの学校基本調査規則によって調査した令和元年５月１日現在における私立幼稚園（新制度移行分除く）の在籍人員数の合計数

三　当該都道府県の区域内の市町村ごとの第二項第三号の算式によって算定した額の合算額

２　法附則第十五条第三項の規定により各市町村に対して交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額に一・〇〇一一〇八七を乗じて得た額とする。

一　法附則第十五条第三項第一号の総務省令で定める教育・保育給付認定保護者の経済的負担の軽減に要する費用として次の算式により算定した額

算式

（A＋B＋C＋D）／４＋E＋F＋G＋H

（A＋B＋C＋D）／４に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式によって算定した額

算式

$\sum_{n=1}^{19}$（a×b_n／c×α_n×６）

a×b_n／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、a×b_n／c×α_n×６に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　基礎数値等調査に基づいて報告された「02　教育保育給付（１号・私立）」の「令和元年10月１日時点児童数」の数

b_1　基礎数値等調査に基づいて報告された「02　教育保育給付（１号・私立）」の「平成31年４月１日時点所得階層ごと児童数」（以下「１号認定子ども数（私立）」という。）のうち「第１階層」の数（aが１以上かつ１号認定子ども数（私立）が０のときは、総務大臣が通知した数とする。算式の符号Aの算式の符号中b_2からb_{19}まで及びcにおいて同じ。）

b_2　１号認定子ども数（私立）のうち「第２階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_3　１号認定子ども数（私立）のうち「第２階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等」の数

b_4　１号認定子ども数（私立）のうち「第２階層」の「第２子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_5　１号認定子ども数（私立）のうち「第２階層」の「第２子」の「ひとり親世帯等」の数

b_6　１号認定子ども数（私立）のうち「第２階層」の「第３子以降」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_7　１号認定子ども数（私立）のうち「第２階層」の「第３子以降」の「ひとり親世帯等」の数

b_8　１号認定子ども数（私立）のうち「第３階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_9　１号認定子ども数（私立）のうち「第３階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等」の数

b_{10}　１号認定子ども数（私立）のうち「第３階層」の「第２子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_{11}　１号認定子ども数（私立）のうち「第３階層」の「第２子」の「ひとり親世帯等」の数

b_{12}　１号認定子ども数（私立）のうち「第３階層」の「第３子以降」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_{13}　１号認定子ども数（私立）のうち「第３階層」の「第３子以降」の「ひとり親世帯等」の数

b_{14}　１号認定子ども数（私立）のうち「第４階層」の「第１子」の数

b_{15}　１号認定子ども数（私立）のうち「第４階層」の「第２子」の数

b_{16}　１号認定子ども数（私立）のうち「第４階層」の「第３子以降」の数

b_{17}　１号認定子ども数（私立）のうち「第５階層」の「第１子」の数

b_{18}　１号認定子ども数（私立）のうち「第５階層」の「第２子」の数

b_{19}　１号認定子ども数（私立）のうち「第５階層」の「第３子以降」の数

c　１号認定子ども数（私立）のうち「合計」の数

α_n　別表第一に定める月額単価

B　次の算式によって算定した額

算式

$\sum_{n=1}^{34}$（a×b_n／c×α_n×６）

a×b_n／cに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、a×b_n／c×α_n×６に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　基礎数値等調査に基づいて報告された「04―１　教育保育給付（２号・４歳以上・私立）」の「令和元年10月１日時点児童数」の数

b_1　基礎数値等調査に基づいて報告された「04―１　教育保育給付（２号・４歳以上・私立）」の「平成31年４月１日時点所得階層ごと児童数」（以下「２号認定子ども数（４歳以上・私立）」という。）の「保育標準時間」（以下「２号認定子ども数（４歳以上・私立・標準時間）」という。）のうち「第２階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数（aが１以上かつ２号認定子ども数（４歳以上・私立）が０のときは、総務大臣が通知した数とする。算式の符号Bの算式の符号中b_2からb_{34}まで及びcにおいて同じ。）

b_2　２号認定子ども数（４歳以上・私立・標準時間）のうち「第３階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_3　２号認定子ども数（４歳以上・私立・標準時間）のうち「第３階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等」の数

b_4　２号認定子ども数（４歳以上・私立・標準時間）のうち「第３階層」の「第２子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_5　２号認定子ども数（４歳以上・私立・標準時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_6　２号認定子ども数（４歳以上・私立・標準時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第１子」の「ひとり親世帯等」の数

b_7　２号認定子ども数（４歳以上・私立・標準時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第２子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_8　２号認定子ども数（４歳以上・私立・標準時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯」の「第１子」の数

b_9　２号認定子ども数（４歳以上・私立・標準時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯」の「第２子」の数